

三重県議会基本条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

○三重県議会基本条例（平成十八年三重県条例第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 議会運営の原則等（第六条―<u>第七条の二</u>）</p> <p>第四章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（大規模な災害その他の緊急事態への対応）</p> <p><u>第七条の二</u> 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。</p> <p>2  議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 議会運営の原則等（第六条―<u>第七条</u>）</p> <p>第四章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>【新設】</p>